

さいたま市の博物館 Twitter (ツイッター) 運用方針

1 目的

さいたま市教育委員会事務局生涯学習部博物館所管施設 (以下、さいたま市の博物館) に関する情報を発信することを目的とする。

2 発信主体及び管理者

発信主体は、さいたま市教育委員会事務局生涯学習部博物館とし、管理者は、博物館長とする。

3 アカウント

アカウント名は、「SaitamaMuseum」とする。さいたま市の博物館ツイッターのURLは、
<http://twitter.com/SaitamaMuseum> とする。

4 発信内容

発信内容は、管理者の管理のもと、さいたま市の博物館に関する次の各号に掲げる情報を発信するものとする。

(1) さいたま市の博物館が主催・共催する展示会・講座・イベント等に関する情報

(2) さいたま市の博物館が所蔵する資料 (寄託資料も含む) に関する情報

(3) さいたま市の博物館のホームページに掲載した情報

(4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める情報

(補足) なお、情報発信については、内閣官房情報セキュリティセンター、総務省、経済産業省の指針 (平成 23 年 4 月 5 日付) に基づき、運営するものとする。

5 発信・更新時間

発信・更新時間は、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、管理者が必要と認める場合は、この限りではない。

6 利用方法

原則さいたま市の博物館からは返信、フォロー、リツイートは行わないものとする。ただし、国や他自治体、公共交通機関、博物館、美術館など公共性が高い組織等で、特に博物館長が必要と認めるものはこの限りではない。

7 禁止事項

本アカウントは、利用者による次の各号に掲げるコメントを禁止し、管理者がこれらに該当するものと認めた場合は、利用者に断りなく、コメントの全部または一部を削除する。また、次の各号に掲げるコメントを投稿したユーザー等については、アカウントをブロックする場合がある。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反する恐れがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの

- (4) 著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良な風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) 犯罪行為等を誘発すると思われるもの
- (13) 本アカウントが発信した内容の一部または全部を改変したもの
- (14) Twitter の利用規約に反すると思われるもの
- (15) その他さいたま市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

8 個人情報の取扱い

(1) 「いいね！」ボタンやコメントの投稿などにより、公開される個人情報等については、ユーザーが Twitter 利用規約に基づいて公開を承認したものとみなす。

(2) さいたま市が、本アカウントへ投稿された記事に対し、「いいね！」ボタンのクリックやコメントした利用者について、アクティビティを監視または収集するものではない。

9 知的財産権

本アカウントに掲載されている個々の情報(テキスト、画像等)に関する知的財産権は、さいたま市または原作者に帰属する。また、内容については、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

10 免責事項

(1)さいたま市は、本ツイッターに掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではない。

(2)さいたま市は、利用者が本アカウントの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。

(3)さいたま市は、利用者が本アカウントを利用できなかったことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。

(4)さいたま市は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。

(5)前2号に掲げるものの他、さいたま市は本アカウントに関連する事項に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。

(6)さいたま市は、予告なく本アカウントの運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があるものとする。

11 その他

ツイッターの利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとする。

12 適用

この運用方針は、平成30年9月7日から適用する。